

大樹町保育料金表

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化のため、3歳児以上及び非課税世帯に属する3歳未満児の保育料は無償となっています。

町では、国基準の保育料の6割軽減を実施しています。(本人負担4割)

また、3歳児以上の給食費(副食費)の無償化に取り組んでいます。

他の世帯（ひとり親世帯・在宅障害者（児）の以外世帯）

3歳未満児（3号認定）

【3歳児以上は無償です】

※（ ）は保育短時間利用者負担額

(単位：円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額） 基準日：当年度初日
階層区分	定義	3歳未満児
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0
第2階層	当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下に同じ。）の市町村民税非課税世帯	0
第3階層	当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その市町村民税所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 7,800 (7,700)
第4階層①		48,600円以上 57,700円未満 12,000 (11,800)
第4階層②		57,700円以上 97,000円未満 12,000 (11,800)
第5階層		97,000円以上 169,000円未満 17,800 (17,500)
第6階層		169,000円以上 301,000円未満 24,400 (24,000)
第7階層		301,000円以上 397,000円未満 32,000 (31,500)
第8階層		397,000円以上 41,600 (40,900)

《軽減内容》

- ①市町村民税所得割額が169,000円未満の世帯で、3歳未満の入園児が第2子以降の場合0/100。
②①以外の世帯で、同一世帯から入園児のみカウントし、第2子50/100、第3子以降0/100。

ひとり親世帯・在宅障害者（児）のいる世帯

3歳未満児（3号認定）

【3歳児以上は無償です】

※（ ）は保育短時間利用者負担額

(単位：円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額） 基準日：当年度初日
階層区分	定義	3歳未満児
第2'階層	当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下に同じ。）の市町村民税非課税世帯	0
第3'階層	当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その市町村民税所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 3,600 (3,600)
第4'階層		48,600円以上 77,101円未満 3,600 (3,600)

《軽減内容》

市町村民税所得割額が169,000円未満の世帯で、3歳未満の入園児が第2子以降の場合0/100。
※77,101円以上の料金は通常の保育料と同様